

しろばらだより まつど

第135号

※ホームページのアドレス <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

掲示板

選挙人名簿登録者数
平成24年6月2日現在(定期登録者数)
男 197,861人
女 197,129人
計 394,990人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
電話 047(366)7386

明るい選挙 作品募集 啓発ポスター・標語

たくさんの作品をお待ちしています。

● ポスター

- 一人一点
- 内容 明るい選挙の推進をあらわすもの
- 規格 画用紙四ツ切・八ツ切
もしくはそれに準じる大きさ
※描画材料は自由です

● 標語

- 一人二点以内(自作のもの)
- 20字以内
- 内容 ①きれいな選挙の推進をあらわすもの
②棄権防止の呼びかけをあらわすもの

● 締切
平成24年9月7日(金)必着

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小中学生、高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を必ず明記してください。

市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人と一般の方は直接選挙管理委員会へ応募してください。

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小中学生、高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を必ず明記してください。

今年もたくさんの応募作品をお待ちしています。

● 応募方法
市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人と一般の方は直接選挙管理委員会へ応募してください。

● 応募資格
小・中学生、高校生、一般の方で市内在住・在学の方

政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは
禁止されています。
有権者が求めても
いけません。

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

みんなで守ろう 「三ない運動」

有権者は政治家に寄附を
求めない

政治家は有権者に寄附を
贈らない

政治家から有権者への寄附は
受けとらない



私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そしてきれいな選挙が行われるには、明るく正しい選挙が行われなければなりません。そこで今年も、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、選挙啓発推進事業の一環として「明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」を行います。

この事業は、皆さんの日常生活や学校での授業を通じて得た政治や選挙に関する知識、考えをポスター・標語にあらわしていただき、明るい選挙の推進に役立てていただこうとするものです。

今年もたくさんの応募作品をお待ちしています。

● 標語



不在者投票の いろいろ

選挙では投票日当日に投票所において投票することが原則です。しかし当日、仕事やレジャー等で投票所に行けない方は、市役所及び支所等の期日前投票所で期日前投票をすることができます。

では、出産や出張等で、長期間松戸市以外に滞在し、期日前投票所に行くことができない方や、病院や老人ホーム等に入院又は入所されている方は、どのような方法があるのでしょうか。



出産や長期出張等で 松戸市を 離れている方

出産や長期出張等で長期間松戸市外に滞在されている方は、ご本人から松戸市の選挙管理委員会へ書面で投票用紙等を請求してください。選挙管理委員会より投票用紙等を滞在している場所にお送りしますので、その投票用紙等を持参して、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

請求書の 記入事項

請求書に、氏名、生年月日、滞在先(住所・郵便番号・連絡先電話番号)及び請求理由を記載して松戸市選挙管理委員会まで郵送してください。請求書は、滞在先の選挙管理委員会でも入手できます。郵送での手続となりますので、お早めに請求をしてください。

※選挙が近くなりますと、松戸市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

病院や老人ホーム等に 入院又は 入所されている方

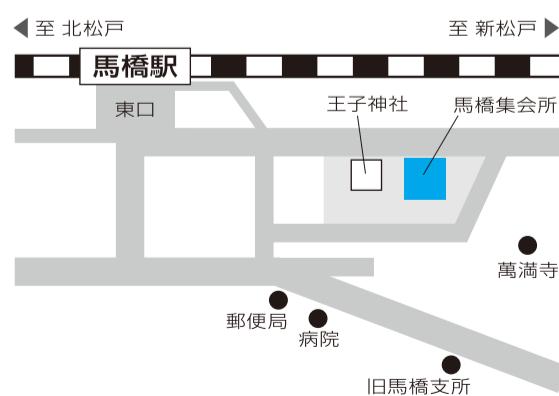
病院や老人ホーム等に入院又は入所されていて、その施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合は、施設内で不在者投票をすることができます。

指定されている病院等については、直接病院等に確認していただきか、又は松戸市選挙管理委員会へおたずねください。

☎047-366-7386

期日前投票所及び 投票日当日の投票所が 変わります

馬橋集会所(王子神社敷地内)略図



馬橋支所の移転に伴い、次回以降行われる選挙から期日前投票所及び投票日当日の投票所が、馬橋支所から「馬橋集会所」に変わります。



期日前投票の際に必要な
宣誓書が投票所整理券に
印刷されます!

投票所整理券は、三つ折の庄着ハガキで郵送します。表面をはがすと、一枚のハガキに同一世帯の最大4人までの方が記載されています。投票日当日又は、期日前投票の際は、各自それぞれ切り離してお持ち下さい。

なお、期日前投票にて投票される方は、宣誓書の提出が必要となりますので、次回の選挙から整理券裏面に印刷されている宣誓書をご利用下さい。

※1 投票所整理券は、投票所でスムーズに投票できる様に発行するものです。万一、ハガキを紛失したり、未着の場合でも、本市の選挙人名簿に登録されている方であれば投票できます。

※2 投票所整理券は、本人以外は使用できません。